

江東区人事行政の運営等の状況

平成23年12月

江東区人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び江東区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年江東区条例第1号）に基づき、前年度の江東区の人事行政の運営等の状況について公表します。

これは、職員の任用、給与の状況等を公表することによって、江東区の人事行政運営における公平性及び透明性を確保することを目的としています。

公表項目

職員の任免及び職員数に関する状況

職員の給与等に関する状況

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の服務、分限及び懲戒処分の状況

職員の研修及び勤務成績の評定の状況

職員の福祉及び利益の保護の状況

特別区人事委員会の業務状況

職員の任免及び職員数に関する状況

1 採用選考の状況

平成22年度における採用選考については、以下のとおり実施しました。（江東区実施分）

(1) 受験資格等

職種	採用区分	国籍要件	年齢	資格・免許
福祉	類	無	30歳未満	保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者
看護師	類	無	45歳未満	看護師の免許を有する者

他の職種については特別区人事委員会で実施（特別区人事委員会の業務状況参照）

(2) 実施日程

職種	告示	第一次選考	第二次選考	最終合格発表
福祉	平成22年7月1日	平成22年8月22日	平成22年10月5日～10月18日	平成22年10月26日
看護師	平成22年7月11日	平成22年8月29日	平成22年10月13日	平成22年11月8日

(3) 実施状況

職種	採用予定数	申込者数	受験者数	合格者数
福祉	約25名	196名	156名	33名
看護師	1名	28名	25名	1名

2 昇任選考の状況

平成22年度における昇任選考については、以下のとおり実施しました。

(1) 主任主事昇任選考

受験資格及び選考方法

区分	受験資格	選考方法
短期	別表の職種の職務に従事する者で、平成23年3月31日現在、2級職に5年以上在職し、年齢50歳未満の者 経験者<2級職>採用試験により採用され、別表の職種の職務に従事する者で、平成23年3月31日現在、2級職に3年以上在職し、年齢50歳未満の者	筆記考査、勤務評定
長期A	別表の職種の職務に従事する者で、平成23年3月31日現在、2級職に12年以上在職し、年齢38歳以上56歳未満の者	勤務評定
長期B	別表の職種の職務に従事する者で、平成23年3月31日現在、2級職に5年以上在職し、年齢52歳以上の者	勤務評定

< 別表 >

（事務系）事務、社会教育	（福祉系）福祉、心理	（一般技術系）土木造園、建築、機械、電気、衛生監視
（医療技術系）診療放射線、歯科衛生、検査技術、栄養士、保健師、看護師		

実施状況

区分	有資格者数	合格者数
短期	226名	45名
長期A	36名	9名
長期B	4名	1名

(2) 係長職昇任選考

受験資格及び選考方法

区分	受験資格	選考方法
一般	別表の職種の職務に従事する者のうち、平成23年3月末日現在、主任主事の職に在職する期間が5年以上で、年齢50歳未満の者 経験者<主任主事>採用試験により採用され、別表の職種の職務に従事する者のうち、平成23年3月末日現在、主任主事の職に在職する期間が4年以上で、年齢が50歳未満の者 経験者<主任主事>採用選考により採用され、別表の職種の職務に従事する者のうち、平成23年3月末日現在、主任主事の職に在職する期間が2年以上で、年齢が50歳未満の者 清掃工場の円滑な運営を確保するための経験者採用制度により3級職に採用され、別表の職種の職務に従事する者で、平成23年3月末日現在、主任主事の職に在職する期間が4年以上で、年齢が50歳未満の者	筆記考査、勤務評定、面接
長期	別表の職種の職務に従事する者のうち、平成23年3月末日現在、2級職以上の職の在職期間が15年以上で、そのうち主任主事の職に在職する期間が7年以上の、年齢50歳以上58歳未満の者 経験者<主任主事>採用試験により採用され、別表の職種の職務に従事する者のうち、平成23年3月末日現在、2級職以上の職に14年以上在職し、そのうち主任主事の職に在職する期間が6年以上の、年齢50歳以上58歳未満の者 経験者<主任主事>採用選考により採用され、別表の職種の職務に従事する者のうち、平成23年3月末日現在、2級職以上の職に12年以上在職し、そのうち主任主事の職に在職する期間が4年以上の、年齢50歳以上58歳未満の者	筆記考査、勤務評定

< 別表 >

(事務系) 事務、社会教育 (福祉系) 福祉、心理 (技術系) 土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、診療放射線、歯科衛生、検査技術、栄養士、保健師、看護師

実施状況

区分	有資格者数	合格者数
一般	397名	32名
長期	306名	10名

(3) 総括係長職昇任選考

受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者のうち、平成23年3月末日現在、係長、担当係長、主査又はこれに相当する職に在職する期間が7年以上で、年齢42歳以上58歳未満の者	勤務評定

< 別表 >

(事務系) 事務、社会教育 (福祉系) 福祉、心理 (技術系) 土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、診療放射線、歯科衛生、検査技術、栄養士、保健師、看護師

実施状況

有資格者数	合格者数
106名	17名

(4) 管理職選考

受験資格及び選考方法

特別区人事委員会の業務状況参照

江東区における状況

有資格者数	合格者数
879名	8名

(5) 技能長職昇任選考

受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、平成23年3月31日現在、技能主任の職に4年以上在職し、年齢58歳未満の者	筆記考査、面接、勤務評定

<別表>

(技能系) 技能、技能、技能、技能、技能 (業務系) 事務(業務)、業務

実施状況

有資格者数	合格者数
36名	4名

(6) 技能主任職昇任選考

受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、平成23年3月31日現在、1級職に17年以上在職し、年齢38歳以上58歳未満の者	筆記考査、面接、勤務評定

<別表>

(技能系) 技能、技能、技能、技能、技能 (業務系) 事務(業務)、業務

実施状況

有資格者数	合格者数
215名	39名

3 職員数に関する状況

平成23年4月1日現在の職員数に関する状況については、以下のとおりです。(職員数には再任用常時勤務職員を含み、特別職、教育長及び地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣職員は除きます。)

(1) 職種別職員数

	一般職員					教育職員	合計
	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能業務系		
男	726人	47人	164人	10人	272人	6人	1,225人
女	480人	694人	27人	91人	198人	100人	1,590人
計	1,206人	741人	191人	101人	470人	106人	2,815人

(2) 職層別職員数

部長級	統括課長	課長級	総括係長	係長級	主任主事	主事	技能業務	園長	副園長	主任教諭	教諭	指導主事
21人	11人	60人	103人	358人	974人	712人	470人	13人	9人	1人	81人	2人

<参考> 技能業務系職員の内訳

統括技能長	技能長	技能主任	技能1級職
1人	24人	214人	231人

(3) 正規職員採用者数（平成22年4月2日から平成23年4月1日）

区分	一般職員					教育職員	計
	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能業務系		
類	30人	0人	3人	4人	-	-	37人
類	0人	29人	0人	1人	-	-	30人
類	4人	0人	0人	0人	-	-	4人
経験者（2級職）	11人	0人	4人	0人	-	-	15人
教育職員	-	-	-	-	-	8人	8人

(注) 区分については、各選考の実施状況参照。

(4) 正規職員退職者数（平成22年4月2日から平成23年4月1日）

	一般職員					教育職員	計
	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能業務系		
定年退職	29人	23人	10人	6人	29人	3人	100人
勸奨退職	6人	5人	1人	0人	2人	2人	16人
普通退職	3人	9人	3人	2人	0人	3人	20人
死亡	1人	0人	0人	0人	1人	0人	2人

<参考> 職員数に関する状況中の一般職員の区分の詳細は次のとおりです。

区分	職 務
事務系	一般事務・社会教育
福祉系	福祉・保育士・児童指導・心理
一般技術系	土木技術・造園技術・建築技術・機械技術・電気技術・保健衛生監視・食品衛生監視
医療技術系	医師・歯科医師・診療放射線・歯科衛生士・検査技術・栄養士・保健師・看護師・准看護師
技能業務系	自動車運転・介護指導・電話交換・警備・作業・調理・用務・作業・自動車運転・作業・一般事務（業務）
教育職員	幼稚園教育職員・指導主事

(5) 再任用・再雇用職員数（平成23年4月1日現在）

区では高齢者の知識・経験を区民サービスの向上と行政の効率的な運営のため、定年又は勸奨退職後5年間に限りに、退職者を再任用・再雇用として活用しています。

再任用常時勤務	再任用短時間勤務	再雇用	計
13人	287人	70人	370人

職員の給与等に関する状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 452,947	千円 152,969,929	千円 4,037,639	千円 28,447,396	% 18.7	% 18.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 2,753	千円 11,060,345	千円 3,619,925	千円 4,425,877	千円 19,106,147	千円 6,940

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
江 東 区	41.5歳	324,553円	450,625円	403,170円
東 京 都	42.5歳	331,172円	467,372円	
国	42.3歳	327,205円		397,723円

技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
江 東 区	49.6歳	309,699円	418,802円	387,121円
うち用務員	52.1歳	310,588円	382,862円	376,627円
うち清掃職員	44.9歳	302,846円	444,815円	396,428円
うち学校給食員	52.3歳	302,767円	369,005円	362,798円
東 京 都	47.1歳	304,130円	415,615円	
国	49.5歳	283,862円		321,662円

幼稚園教育職員

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
江 東 区	38.9歳	334,426円	434,899円
東 京 都	41.9歳	353,459円	453,287円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされています。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 幼稚園教育職員の東京都の欄は、小・中学校教育職員の金額等を記載しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		江 東 区	東 京 都	国
一般行政職	大学卒	181,200円	181,200円	種 181,200円 種 172,200円
	高校卒	143,000円	142,700円	140,100円
技能労務職	高校卒	134,900円	137,200円	137,200円
幼稚園教育職員	大学卒	193,000円	195,600円	-
	短大卒	175,700円	178,100円	-

（注）幼稚園教育職員の東京都の欄は、小・中学校教育職員の初任給を記載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	262,233円	321,712円	359,386円
	高校卒	225,700円	267,578円	309,875円
技能労務職	高校卒	204,700円	235,675円	278,739円
幼稚園教育職員	大学卒	293,384円	358,800円	405,297円
	短大卒	278,512円	331,760円	395,720円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	下記各職務の級に属さない職の職務	58人	4.5%
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職の職務	350人	27.2%
3 級	主任主事又はこれに相当する職の職務	332人	25.8%
4 級	係長、担当係長、主査又はこれに相当する職の職務	382人	29.7%
5 級	総括係長の職の職務	92人	7.2%
6 級	課長又はこれに相当する職の職務	45人	3.5%
7 級	統括課長の職の職務	8人	0.6%
8 級	部長又はこれに相当する職の職務	19人	1.5%

（注）1 本区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(2) 一般行政職の平成23年4月1日の勤務成績に応じた昇給の状況

区分	昇給区分	昇給号数	人数
管理職	A（極めて良好）	7号	3人
	B（特に良好）	5号	18人
管理職以外の職員	A（極めて良好）	7号	51人
	B（特に良好）	5号	313人

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

江 東 区			国		
1人当たり平均支給額（22年度）			1,592千円		
（22年度支給割合）			（22年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60月分	1.35月分		2.60月分	1.35月分	
(1.45)月分	(0.65)月分		(1.45)月分	(0.65)月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	2～20%		・役職加算	5～20%	
・管理職加算	15%～20%		・管理職加算	10～25%	

（注）支給割合は一般職員の例で、（ ）内は再任用職員分です。

【参考】一般行政職の勤勉手当への勤務実績の反映状況（平成22年度）

区分	成績率の段階	成績率		人数
		6月支給分	12月支給分	
管理職	最上位	108.22/100	108.11/100	3人
	上位	103.61/100	103.55/100	8人
係長級	最上位	104.56/100	104.56/100	20人
	上位	101.98/100	101.98/100	34人
主任主事	最上位	103.07/100	103.08/100	24人
	上位	101.38/100	101.39/100	48人
主事	最上位	100.25/100	100.25/100	9人
	上位	100.12/100	100.12/100	11人

(2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

江 東 区			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	24.25月分	33.50月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	32.50月分	43.50月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	49.75月分	59.20月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	50.00月分	59.20月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）			定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
3,128千円 23,318千円					

（注）1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員の平均額です。

(3) 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）		2,031,610千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）		660,471円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
江東区内	18.0%	3,102人	18%

(4) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）		44,413千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）		116,876円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）		12.3%	
手当の種類（手当数）		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
保健・福祉業務手当	福祉事務所、塩浜福祉園及び保健所職員	面接、訪問、相談業務及び各種検査業務	日額170円 ～580円
特定危険現場作業手当	都市整備部建築課	昇降機等の検査業務	日額380円
	総務部経理課及び営繕課、都市整備部建築課、土木部道路課及び水辺と緑の課並びに教育委員会事務局学校施設課職員	危険高所での検査業務	日額270円
清掃業務従事職員特殊勤務手当	清掃事務所職員	廃棄物の処理に関連する業務	日額700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	621,423千円
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	202千円
支給実績（21年度決算）	609,379千円
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	196千円

(6) その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	1人あたり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養 手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額)	異なる	支給額	193,601千円	177,779円
	配偶者または配偶者を欠く第一子 13,700円 上記以外の扶養親族1人につき 5,500円 特定期間の子への加算額 4,000円 (16歳年度初め～22歳年度末)				
管理職 手当	管理又は監督する地位にある職員に支給 (支給額)職務ごとの定額	異なる	職務区分、支給額	127,367千円	1,107,539円
	部長職 128,600円 (同医療職) (142,400円) 統括課長 105,800円 課長職 91,100円 (同医療職) (94,800円) 幼稚園長 92,700円 教頭 56,000円				
通勤 手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 (支給額)	異なる	自動車等使用 距離区分	405,634千円	153,127円
	交通機関等の利用者 6か月定期券相当額 限度額：1か月あたり55,000円 交通用具使用者 通勤距離により2,600円～13,000円				
住宅 手当	世帯主である職員に支給 (支給額)	異なる	支給要件、支給額	175,306千円	99,099円
	扶養親族のある者 8,800円 同(単身赴任手当受給者) 4,400円 扶養親族のない者 8,300円 同(単身赴任手当受給者) 4,100円				
初任給 調整 手当	医師、その他専門的知識を必要とする職に従事する職員に一定期間支給 (支給額)	異なる	支給期間、支給額	12,622千円	1,577,750円
	大学卒業後 1～20年 175,100円 同、 21～40年 1年ごとに減額				

休日給 夜勤 手当	休日又は深夜に勤務した職員に支給	同じ		122,926千円	230,630円
	(支給額) 休日給 1時間当たり給与額×135/100×勤務時間 夜勤手当 1時間当たり給与額×25/100×勤務時間				
宿日直 手当	宿直、日直を行った職員に支給	異なる	勤務態様、支給額	4,574千円	60,184円
	(支給額) 宿直又は日直の1回あたり 9,300円				
管理職 員特別 勤務 手当	管理又は監督する地位にある職員が週休日又は休日に勤務した場合に支給	異なる	支給額	5,354千円	63,738円
	(支給額) 部長職 12,000円 統括課長、課長職又は幼稚園長 10,000円 教頭 7,000円 6時間を超える勤務の場合 150/100				
義務教 育等教 員特別 手当	幼稚園教育職員に支給	異なる	該当制度なし	5,427千円	45,605円
	(支給額)職務の級、号給による定額 (月額) 1,120円～4,150円				
単身赴 任手当	在勤する公署の移転等に伴い、配偶者と別居し単身で生活する職員に支給	異なる	距離制限、支給額	240千円	240,000円
	(支給額) 配偶者宅との交通距離による 基礎額 月額 20,000円 加算額(100km以上) 3,000円～7,000円				

5 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	区 長	1,159,000円
	副 区 長	927,000円
報 酬	議 長	927,000円
	副 議 長	798,000円
	議 員	611,000円
期 末 手 当	区 長	(22年度支給割合)
	副 区 長	3.36月分
退 職 手 当	議 長	(22年度支給割合)
	副 議 長	3.36月分
退 職 手 当	区 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	副 区 長	給料月額×500/100×勤続年数 23,180,000円 (任期毎)
		給料月額×340/100×勤続年数 12,607,200円 (任期毎)

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

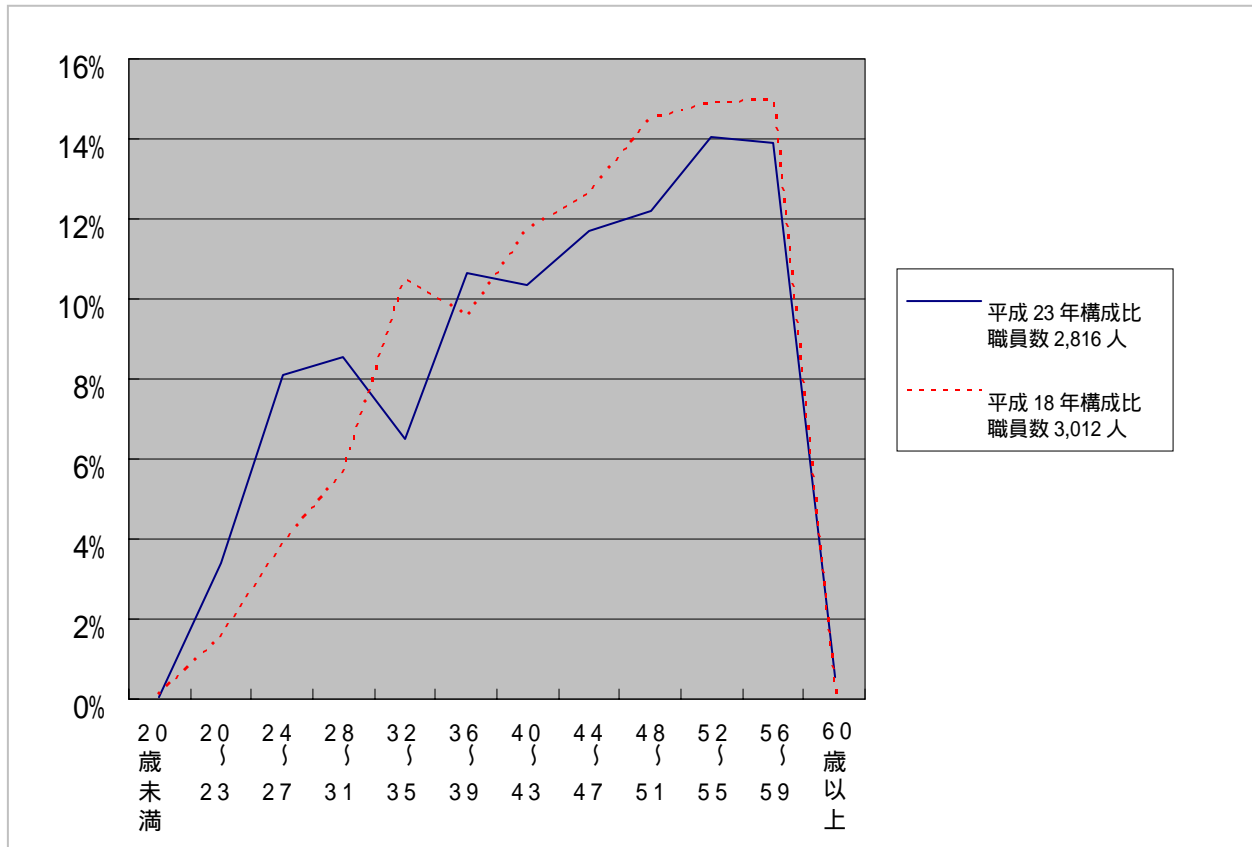
部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成23年	平成22年		
一般行政 部 門	議会	14人	14人	0人	事務の統合縮小
	総務	394人	395人	1人	
	税務	96人	96人	0人	
	民生	1,110人	1,123人	13人	
	衛生	393人	396人	3人	
	労働	3人	2人	1人	
	商工	23人	23人	0人	
	土木	239人	248人	9人	
	小計	2,272人	2,297人	25人	
特別行政 部 門	教育	444人	457人	13人	事務の統合縮小、民間委託
公営企業 等 会 計 部 門	その他	100人	102人	2人	事務の統合縮小
	小計	100人	102人	2人	
合計		2,816人 [3,621]	2,856人 [3,621]	40人 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者及び公社等への派遣職員（特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都後期高齢者医療広域連合、他の地方公共団体を除く。）を含み、臨時または非常勤職員を除いています。

2 公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険事業・介護保険事業等です。

3 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	96人	228人	241人	183人	300人	291人	330人	343人	396人	391人	16人	2,816人

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 職員の正規の勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻
38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分

（注）施設の開始時刻及び終了時刻により変則勤務の場合があります。

2 休暇

(1) 休暇の制度概要

種 類	事 項	対象者等	日数等	
年次有給休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的として、原則として職員の請求する時季に与えられる年間一定数の休暇		一の年について20日 新規採用者は採用月により異なる。	
病気休暇	職員が疾病又は負傷のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇	疾病又は負傷のため療養する必要がある職員	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間	
特 別 休 暇	公民権行使等 休暇	職員が公民としての権利の行使又は公の職務の執行を行うための休暇	公民としての権利の行使又は公の職務を執行する職員	必要と認められる時間
	妊娠出産休暇	出産の前後における女子職員の母体保護のため、労働基準法第65条に規定する産前産後の休養を与える休暇	出産前後の女子職員	妊娠中及び出産後を通じて引き続く16週間（多胎妊娠の場合は24週間）以内の期間
	妊娠症状対応 休暇	妊娠中の女子職員が、妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合の休暇	妊娠中の女子職員	引き続く10日以内の範囲において日単位で1回に限り承認
	早期流産休暇	妊娠初期において流産した女子職員が、安静加療を要する等のため、勤務することが困難な場合における休暇	妊娠初期において流産した女子職員	流産した日の翌日から起算して引き続く7日以内
	母子保健健診 休暇	妊娠中又は出産後の女子職員が母子保健法の規定に基づく医師、助産師又は保健師の健康診査又は保健指導を受けるための休暇	妊娠中又は出産後1年を経過しない女子職員	健康診査又は保健指導を受けるために必要と認められる時間
	妊婦通勤時間	妊娠中の女子職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑を避けるための休暇	妊娠中の女子職員	正規の勤務時間の始め又は終わりに、それぞれ30分又はいずれか一方に60分の範囲内
	育児時間	生後1年3月に達しない生児を育てる職員に対して、哺育のために休憩時間及び休息時間とは別に勤務時間中に与えられる時間	生後1年3月に達しない生児を育てる職員	1日2回、1回45分(計90分)

特別休暇	出産支援休暇	男子職員がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇	出産する配偶者のいる男子職員	出産の前後を通じて、日を単位として2日以内で承認
	育児参加休暇	男子職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇	出産する配偶者のいる男子職員	男子職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において5日以内で承認（養育の必要がある子がいる場合には出産予定日の8週間前から取得可能）
	生理休暇	労働基準法第68条に定める生理日の勤務が著しく困難な女子に対する措置として、休養を与える休暇	生理日の勤務が著しく困難な女子職員	職員が請求した日数
	慶弔休暇	職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合その他勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	結婚する職員、親族が死亡した職員、父母の追悼のため特別な行事を行う職員	結婚する場合...引き続き7日、親族が死亡した場合...親族の種類により定められた日数、父母の追悼のために特別な行事を行う場合...1日
	災害休暇	職員の現住居が地震、水害、火災その他の自然災害により滅失等したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	自然災害により現住居が滅失又は損壊した職員	日を単位として、7日を超えない範囲内で必要と認められる期間
	夏季休暇	夏季の期間（7月1日から9月30日まで）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇		原則として、日を単位として5日以内
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	ボランティア活動をする職員	1年につき、5日の範囲内で必要と認められる期間（東日本大震災に際し災害救助法の適用を受けた市町村（東京都の市町村を除く。）で被災者を支援する活動を行う場合は、7日の範囲内で必要と認められる期間。ただし、平成23年6月30日から平成23年12月31日までに限る。）
	リフレッシュ休暇	職業生活における一定の時期に心身の活力を回復及び増進する等、公務能率の向上に資するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	満53歳に達した者 満43歳に達した者	日を単位として引き続く3日以内 日を単位として引き続く2日以内

子の看護のための休暇	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員	1年につき、原則として日を単位として5日以内(養育する子が2人以上の場合は10日以内)
短期の介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	介護を必要とする配偶者、父母、子、配偶者の父母等がいる職員	1年につき、原則として日を単位として5日以内(対象となる被介護者が2人以上の場合は10日以内)
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	介護を必要とする配偶者、父母、子、配偶者の父母等がいる職員	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間。日、時間を単位として利用することができる。

(2) 年次有給休暇の取得状況

職員区分	取得期間	平均取得日数
一般職員	平成22年1月1日から平成22年12月31日	14.7日
幼稚園教育職員	平成22年4月1日から平成23年3月31日	7.1日

(3) 介護休暇の取得状況(平成22年4月1日から平成23年3月31日)

区分	介護休暇取得者
男子職員	0人
女子職員	2人
計	2人

3 育児休業等の取得状況(平成22年4月1日から平成23年3月31日)

(1) 趣旨

育児休業、部分休業及び育児短時間勤務制度は、子を養育する職員が勤務を継続しながら育児を行うことを容易にし、職業生活と家庭生活の調和を図ることで職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度です。

(2) 制度概要

種類	制度内容
育児休業	生後3歳に満たない子を養育する職員が、当該子が3歳に達する日までの期間を限度として、育児のために休業することができる制度。育児休業期間中、給与は無給。
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、主として託児しながら勤務する場合において、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間(育児時間を含む。)を超えない範囲内で、30分を単位として勤務しないことが認められる制度。取得時間に関しては給与の減額を行う。
育児短時間勤務制度	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、育児のため短時間勤務することが認められる制度。部分休業が正規の勤務時間は変わらず、その一部について勤務しないことを認められるのに対し、育児短時間勤務制度は正規の勤務時間自体が短くなる。給与は短くなった正規の勤務時間に応じて支給される。

(3) 取得状況

	育児休業 取得者数	うち 両休業 取得者 数	部分 休業 取得 者数	平成22年度中に新たに育児休業が 取得可能となった職員				育児短 時間勤 務取得 者数
				対象 者数	うち育児 休業取得 者数	うち両休業 取得者数	うち部分 休業取得 者数	
男子職員	0人	0人	3人	31人	0人	0人	0人	0人
21年度から引き続くもの	0人	0人	0人					0人
女子職員	42人	1人	17人	42人	42人	1人	1人	1人
21年度から引き続くもの	50人	0人	11人					0人
計	42人	1人	20人	73人	42人	1人	1人	1人
21年度から引き続くもの	50人	0人	11人					0人

職員の服務、分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況（平成22年4月1日から平成23年3月31日）

分限とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合、又は、予算・定数・職制に比べて職員数が過大になった場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分であり、公務能率の維持と向上を図ることを目的としています。

区分	一般職員	幼稚園教育職員
降任	0人	0人
免職	0人	0人
休職	29人	0人
降給	0人	0人
計	29人	0人

（注）前年度より引き続き休職中の者を含む。

2 懲戒処分の状況（平成22年4月1日から平成23年3月31日）

懲戒とは、職員に法令違反などの一定の義務違反があった場合になされる処分であり、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的としています。

区分	一般職員	幼稚園教育職員
戒告	0人	0人
減給	0人	0人
停職	1人	0人
免職	0人	0人
計	1人	0人

職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況

(1) 江東区実施研修の状況

区分	研修名	対象	回数	日数	参加人員
職層研修	新任研修	新規採用職員	1回	5日	80人
	転任研修	都区間等交流の転入職員	1回	3日	6人
	現任研修(コミュニケーション)	入区2年目の職員(経験者採用職員を除く)	5回	2日	126人
	〃 (キャリアデザイン)	入区3年目の職員(経験者採用職員を除く)	3回	1日	77人
	〃 (フォロー)	2級職4・5年目の職員	1回	2日	36人
	現任技能研修	入区16・17年目の技能系職員(清掃職員を除く)	2回	1日	32人
	主任主事研修(体験学習)	主任主事2年目の職員及び経験者<主任主事 >採用1年目の職員	8回	2~3日	46人
	〃 (政策ディベート)	主任主事5年目の職員	2回	3日	56人
	〃 (フォロー)	〃 10年目の職員	2回	2日	38人
	技能主任研修	技能主任1年目の職員(清掃職員を除く)	2回	1日	37人
	リフレッシュ研修	現任・主任主事で50歳の職員	2回	1日	32人
	主査1年目研修(政策形成)	21年度係長選考合格者(短期)	2回	6日	36人
	主査1年目研修(政策形成)模擬発表会	22年度係長選考合格者(短期)	1回	1日	28人
	課務担当係長昇任前研修	23年度課務担当係長昇任予定者	1回	1日	16人
	係長研修(メンタルヘルスコーチング)	係長級職昇任5年目の職員	1回	2日	20人
	係長研修(新人事評価制度)	課務担当係長1年目の職員及び転任・派遣解除の係長	3回	1日	49人
	新任技能長研修	21年度技能長昇任選考合格者(清掃職員を除く)	1回	1日	2人
	管理職1年目研修(課題解決型)	管理職1年目の職員	1回	2日	6人
	管理職研修(新人事評価制度)	管理職1年目の職員	1回	1日	8人
	〃 (新人事評価制度 評定者研修)	管理職の全職員	5回	1日	72人
新規再任用・再雇用予定者研修	23年度新規再任用・再雇用予定者	2回	1日	71人	
清掃職員研修	公務員倫理	清掃事務所の全職員	2回	1日	183人
	同和問題		2回	1日	189人
実務研修	服務	希望する職員	1回	2日	56人
	予算		1回	1日	35人
	法令入門		1回	1日	30人
	会計		1回	2日	39人
	文書		1回	2日	24人
	救急措置		3回	1日	69人
	IT(アクセス)		1回	2日	23人
	〃 (パワーポイント)		1回	1日	17人
	〃 (オフィス連携)		2回	1日	44人
	〃 (ワード中級)		1回	1日	24人

実務研修	〃 (エクセル中級)	希望する職員	1回	1日	24人
	庁内LANシステム操作研修(職員ポータルシステム)		3回	1日	73人
	庁内LANシステム操作研修(文書管理システム)		3回	1日	81人
	危機管理研修	管理職、庶務担当係長、施設長	5回	1日	199人
特別研修	不当要求防止責任者講習	希望する職員	1回	1日	67人
	接遇マナーレベルアップ研修	区民課の職員	8回	1日	115人
	人権研修	全職員	4回	1日	319人
	公務員倫理研修	係長職全員	2回	1日	417人
講演会・その他	管理職選考対策講座	希望する職員	1回	1日	5人
	係長選考対策講座	希望する職員	1回	2日	57人
	講演会「これからの江東区のまちづくりに求められるもの」	管理職、希望する職員	1回	1日	69人
派遣研修		担当職員	262回	1~8日	554人
職場研修		各課・係	45回	1~2日	915人
自己啓発助成制度		希望する職員			17人
計					4,519人

(2) 特別区職員研修所実施研修の状況

区分	研修名	対象	回数	日数	参加人員	
共同研修	職層研修	新任研修 前期・後期	新規採用職員	1回	3~6日	79人
		現任研修	2級職3年目の職員及び経験者<2級職>採用2年目の職員	6回	3日	62人
		係長研修	係長級職昇任2年目の職員	5回	3日	73人
		管理職候補者研修(昇任前)	管理職選考合格者で、22年度に総括係長の職員	2回	2泊5日	9人
		管理職研修(メンタルヘルス)	管理職の職員	2回	1日	8人
		公務員倫理研修	主任主事1年目・リフレッシュ研修(江東区)の一環として受講	6回	1日	83人
		人権研修	希望する職員	1回	1日	2人
	清掃研修	現任技能(5年目)	採用後5年目の技能系清掃職員	2回	2日	6人
		現任技能(10年目)	採用後10年目の技能系清掃職員	2回	1日	2人
		現任技能(15年目)	採用後15年目の技能系清掃職員	4回	1日	6人
		技能主任	技能主任1年目の清掃職員	4回	3日	11人
		新任技能長	技能長1年目の清掃職員	1回	3日	1人
		転入(同和問題)	他部署から清掃事業主管部署に異動してきた職員	3回	1日	4人
	専門研修	担当職員	45回	1~5日	147人	
	ステップアップ研修	希望する職員 一部を係長・主任主事研修(江東区)として受講	58回	1~3日	157人	
	自治体経営研修	希望する職員	10回	1日	38人	

サポート研修	希望する職員 一部を係長研修（江東区）として受講	12回	1～5日	113人
調査研究・その他	希望する職員	34回	1～5日	136人
計				937人

(3) 第五ブロック（墨田・江東・足立・葛飾・江戸川）実施研修の状況

研修名	対象	回数	日数	参加人員
ホスピタリティ	希望する職員	1回	1日	4人
計				4人

(4) その他の機関（国・東京都・その他）実施研修の状況

研修機関名	対象	回数	日数	参加人員
東京都福祉保健局、財団法人東京都福祉保健財団	担当職員	11回	1～5日	28人
東京都立精神保健福祉センター		17回	1～6日	29人
口腔保健センター		2回	1日	2人
国土交通大学、国土交通省		4回	3～10日	4人
特別区協議会	希望する職員	26回	1～6日	37人
計				100人

(5) 幼稚園教育職員に係る研修の実施状況（江東区実施分）

区分	研修名	対象	回数	日数	参加人員
職層	新規採用教諭研修	新規採用教諭	15回	1日	1人
	2年次研修	2年目教諭	2回	1日	3人
	3年次研修	3年目教諭	2回	1日	13人
	4年次研修	4年目教諭	1回	1日	5人
	幼稚園主任研修会	教諭(主任)	4回	1日	10人
	副校園長研修	副園長	1回	1日	10人
	校園長研修	園長	1回	1日	20人
	評価者訓練	専任園長対象	1回	1日	13人
実務	幼稚園教諭研修会	教諭15年以上	4回	1日	16人
課題	幼児教育の道德性育成	全教員	4回	1日	106人
	特別支援教育コーディネーター研修	コーディネーター	6回	1日	20人
講演会	幼児教育を取り巻く今日的な課題	全教員	2回	1日	106人
計					323人

(6) 幼稚園教育職員に係る研修の実施状況（特別区職員研修所実施分）

区分	研修名	対象	回数	日数	参加人員
職層	2年目フォロー研修	2年目教諭	5回	1日	3人
	新任管理職研修	新任管理職	5回	1日	2人
	園長・教頭等専門研修	園長・教頭	2回	1日	13人
計					18人

2 勤務評定等の状況

(1) 管理職（部課長級職員）

目標管理型の自己申告制度及び定期評定を行っています。定期評定にあつては、職務目標に対する成果及び職員の指導・育成に対する成果等を評定しています。

(2) 一般職員（係長級以下の職員）

自己申告及び定期評定を行っています。定期評定にあつては、能力、執務態度、業績に対する評定をしています。その他、各昇任選考の際に個別評定を行っています。

(3) 幼稚園教育職員

園長及び副園長

目標管理型の自己申告制度及び定期評定を行っています。定期評定にあつては、職務目標に対する達成及び成果等を評定しています。その他、昇任選考の際に個別評定を行っています。

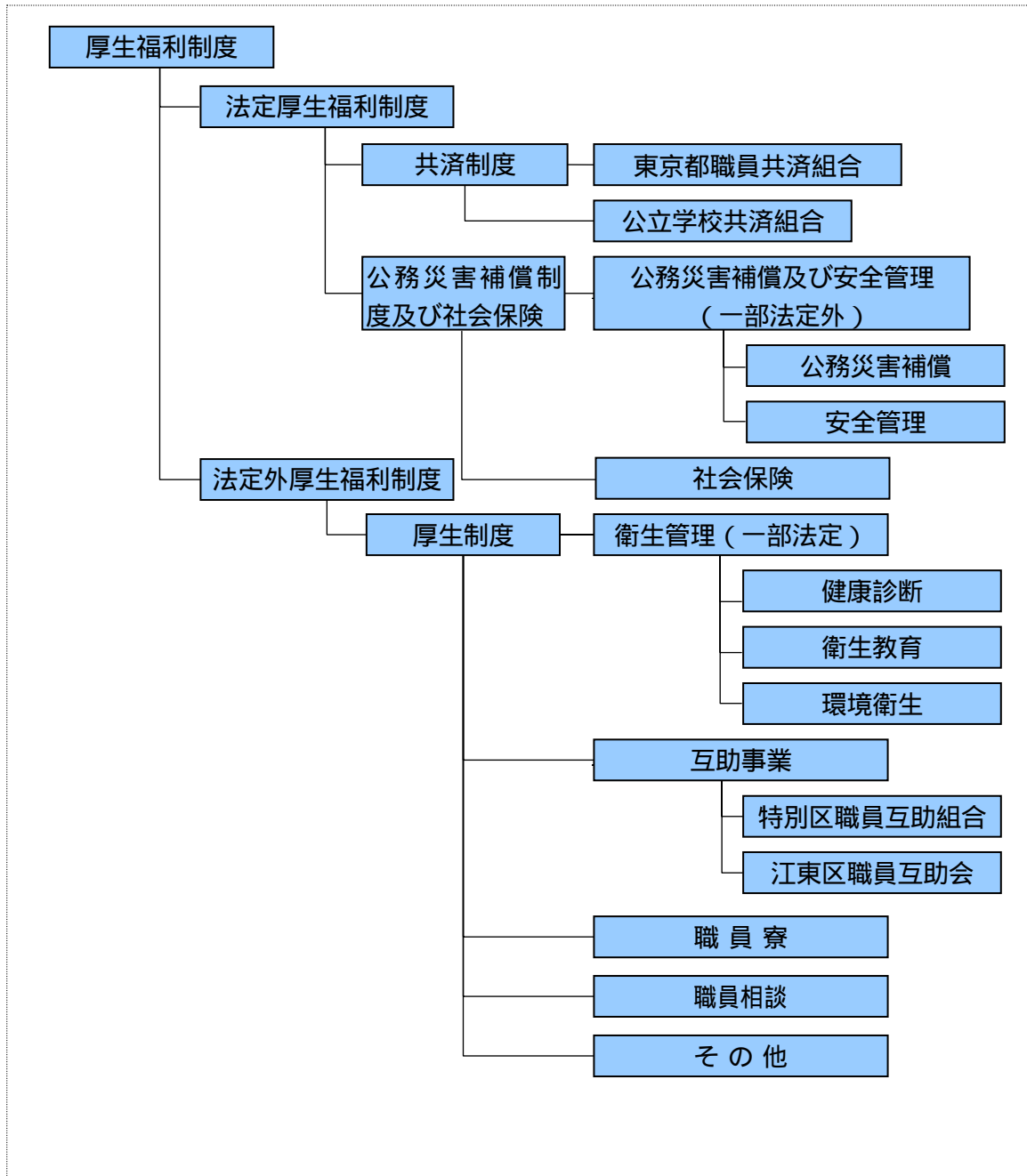
一般教員

目標管理型の自己申告制度及び定期評定を行っています。定期評定にあつては、教育指導・幼稚園運営についてそれぞれ能力、情意、実績の要素別に評定しています。その他、昇任選考の際に個別評定を行っています。

職員の福祉及び利益の保護の状況

1 厚生福利制度の体系

地方公務員法は、職員の厚生福利を図る制度として、厚生制度(地方公務員法第42条)、共済制度(地方公務員法第43条)を定め、また厚生福利制度とは別に公務災害補償制度(地方公務員法第45条)を規定しています。共済制度や公務災害補償制度などのように、特別法により事業内容がほぼ法定されているものを「法定厚生福利」、地方公務員法第42条に基づき実施するもの等を「法定外厚生福利」と呼んでいます。



2 東京都職員共済組合

地方公務員及びその家族の生活の安定と福祉の増進をはかり、公務の能率的運営の助けとなるよう地方公務員等共済組合法に基づいて設立されています。地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、災害若しくは死亡に関して短期給付又は長期給付を行っています。

(1) 事業内容

主な事業	事業内容
短期給付事業	<p>この事業は健康保険に相当するもので、法律により給付の種類や内容が定められた「法定給付」と法令の定める基準に従って実施している「附加給付」等があります。</p> <p>【給付の内容】</p> <p>組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産又は死亡に関する給付・・・法定給付 組合員の休業に関する給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・法定給付 組合員とその被扶養者の災害に関する給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・法定給付 ～ の給付に加えて支給する給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・附加給付</p>
長期給付事業	<p>この事業は、組合員等を対象としている他の二つの事業とは異なり、組合員が退職（又は死亡）した後に給付の対象となります。</p> <p>永年勤続した後に退職したときや在職中の傷病がもとで心身に障害が生じて退職したとき、又は死亡したときに、退職後の生活やあとに残された家族（遺族）の生活の安定を図るため、年金などの支給を行っています。</p> <p>【給付の種類】</p> <p>退職共済年金...生年月日に応じた支給開始年齢から受けられる別個の給付による退職共済年金、特例による退職共済年金及び65歳から受ける本来の退職共済年金に分けられます。（経過措置があります。）</p> <p>障害共済年金...組合員である期間に初診日の属する傷病により、一定の障害状態になったとき支給されます。</p> <p>障害一時金...組合員である期間に初診日の属する公務外の傷病により退職した場合で、障害共済年金に該当しない程度の一定の障害状態にあるとき支給されます。</p> <p>遺族共済年金...組合員が死亡したときに、その遺族（配偶者、子、父母、孫及び祖父母）に支給されます。</p>
福祉事業	<p>この事業は、短期、長期の給付事業以外に、組合員とその家族がより健康で豊かに生活できるように行うものです。特定健康診査・特定保健指導や人間ドック利用助成、委託保健施設などの保健事業、保養施設・アジュール竹芝等の宿泊事業及び住宅資金貸付等の貸付事業を行っています。</p>

(2) 各事業の費用等の状況

共済組合で行う事業に必要な経費は、短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業の各事業ごとに定められ、組合員の掛金と地方公共団体（事業主）の負担金をもって充てられています。

各事業に要する費用の負担割合は、短期給付事業に係る育児・介護休業者の公的負担分及び長期給付事業の公的負担分を除き、組合員と地方公共団体で折半となっています。なお、各事業の財源率は共済組合等の定款で定められています。

	短期給付事業		長期給付事業	福祉事業
	短期分	介護分		
掛金 (組合員)	給料月額 × 46.3125/1000	給料月額 × 6.0/1000	給料月額 × 99.1375/1000	給料月額 × 2.20/1000
	期末手当等 × 37.05/1000	期末手当等 × 4.8/1000	期末手当等 × 79.31/1000	期末手当等 × 1.76/1000
負担金 (事業主)	給料月額 × 46.575/1000	給料月額 × 6.0/1000	給料月額 × 135.7625/1000	給料月額 × 2.20/1000
	期末手当等 × 37.26/1000	期末手当等 × 4.8/1000	期末手当等 × 108.61/1000	期末手当等 × 1.76/1000

3 特別区職員互助組合

特別区及び特別区の一部事務を共同処理する一部事務組合職員の相互共済及び福利厚生増進を図ることを目的として設立され、組合員数のスケールメリットを活かした保険事業やライフプラン事業等を行っています。

(1) 事業内容

主な事業	事業内容
保険事業	グループ保険 三大疾病保険 療養プラン 長期療養プラン 入院サポート保険 傷害保険 積立年金保険 団体取扱生命保険 団体取扱損害保険
ライフプラン事業	ライフプランセミナー 50 退職準備セミナー 介護講座 介護セミナー 経済セミナー 子育て支援セミナー
相談事業	職員相談室 ダイアル健康相談
会員制施設事業	宿泊施設 スポーツ施設
生活支援・ リフレッシュ事業	住宅ローン・自動車ローン・教育ローン・カードローンのあっせん 割引施設 夏冬季日帰り施設 チケットの割引 指定店

(2) 事業運営費用等の状況

事業に必要な経費は、組合員が負担する組合費と各種保険の事務手数料等によってまかなわれています。平成22年度の組合費は給与月額1000分の1.7となっています。

(3) 組合員数

各区等の組合員総数は、69,350人（平成23年1月1日現在）となっています。

4 江東区職員互助会

江東区職員の福利厚生と職員相互の親睦を図るために設けられた任意団体で、東京都職員共済組合や特別区職員互助組合の事業を補完し、職員の身近な福利厚生事業を実施しています。

(1) 事業内容

主な事業	事業内容
給付事業	結婚祝金 出産祝金 入学・卒業祝金 傷病見舞金 弔慰金 災害見舞金 永年勤続記念品料 退職せん別金 退会記念品
文化事業	サークル団体助成
厚生事業	職員ボウリング大会
カフェテリアプラン事業	リフレッシュ、健康、育児・介護、自己啓発などのメニューを利用した場合、自己負担額の1/2を限度として助成（基本年間限度額2万2千円）
福利事業	人間ドック利用助成 退職者支援事業 売店事業
貸付事業	一般生計資金貸付金 特別生計資金貸付金 育児休業資金貸付金 住宅資金貸付金 進学資金貸付金

(2) 事業運営費用等の状況（平成22年度決算額）

事業に必要な経費は、会員から徴収する会費と区の交付金でまかなわれ、会費と区交付金の負担割合は 1:0.9となっています。カフェテリアプラン事業以外の事業については会員の会費を運営費用としています。

会費収入額 (会費割合)	区交付金額	会員数(平成23年3月31日)	一人当たり区交付金額
59,389,356円 (給料月額×5/1000)	53,497,000円	3,224人	16,593円

5 公立学校共済組合

地方公務員等共済組合法に基づいて設立された法人で、公立学校の教職員をはじめ、都道府県教育委員会に所属する職員などにより組織されています。

組合員の相互救済による給付事業及び福祉事業を行ない、組合員及びその家族の生活の安定と福祉の増進を図るとともに、公務の能率的運営に資することを目的としています。

(1) 事業内容

主な事業	事業内容
短期給付事業	組合員やその被扶養者の病気、負傷、出産、休業、災害などに関して給付金を支給しています。民間の健康保険に相当する事業です。
長期給付事業	組合員の退職後の生活の安定のため、退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金等の給付を行っています。民間の厚生年金保険に相当する事業です。
福祉事業	組合員の福祉、健康の保持増進や日常経済生活を支援することにより、豊かな生活の維持向上を目指すための事業を行っています。 住宅資金等の貸付事業 人間ドック・特定健康診査等の保健事業 保健施設の開設や保養施設などの宿泊事業

(2) 各事業の費用等の状況

共済組合の行う事業の主な財源は、組合員から徴収する掛金と、地方公共団体等（事業主）が納付する負担金からなっています。

	短期給付事業		長期給付事業	福祉事業
	短期分	介護分		
掛金 (組合員)	給料月額× 44.65/1000	給料月額× 5.24/1000	給料月額× 99.1357/1000	給料月額× 1.65/1000
	期末手当等× 35.72/1000	期末手当等× 4.19/1000	期末手当等× 79.31/1000	期末手当等× 1.32/1000
負担金 (事業主)	給料月額× 44.65/1000	給料月額× 5.24/1000	給料月額× 135.7625/1000	給料月額× 1.65/1000
	期末手当等× 35.72/1000	期末手当等× 4.19/1000	期末手当等× 108.61/1000	期末手当等× 1.32/1000

6 公務災害・通勤災害の状況（平成22年4月1日から平成23年3月31日）

区分	一般職員	教育公務員
公務災害	12件	0件
通勤災害	6件	0件
計	18件	0件

7 職員健康診断の状況

平成22年度における職員の健康診断は計20種について実施しました。主な健康診断の実施状況は次のとおりです。

(1) 一般職員

主な健康診断	受診者数
定期健康診断	延2,530人
消化器系健康診断	延1,984人
婦人健康診断	延2,111人
V D T 健康診断	1,160人

(2) 幼稚園教育職員

主な健康診断	受診者数
教職員結核・循環器系検診	延100人
教職員胃検診	延 36人
教職員大腸ガン検診	延 41人
教職員婦人科健康診断	延 76人

8 職員健康相談の状況（平成22年度）

名称	実施内容	件数
健康相談	産業看護職による健康診断事後フォローを月2回実施	125件
メンタルヘルス相談	産業医による、退職者等の復帰前及び復帰後のフォロー面談等、及び過重労働による心身の健康相談を月2回以上実施	197件
	臨床心理士によるカウンセリングを月2回実施	101件

9 職員貸与被服の状況（平成22年度の主な貸与実績）

種別	貸与対象	貸与期間	貸与数
作業服	土木現場での作業等及び一般用務に従事する者	1～5年	286 着
清掃作業服	清掃事務所においてごみ収集・運転業務等に従事する者	1～4年	532 着
保育園業務服	保育士、保育園等において賄い及び業務に従事する者	2年	666 着
業務服	福社会館・児童館等において指導及び用務に従事する者	1～2年	220 着
防寒着・雨衣	出張・調査・作業等屋外での業務（清掃を含む）に従事する者	2～5年	314 着
業務靴・布靴	福祉、児童指導、用務、保育士	1～3年	890 足

10 職員寮の状況（平成23年4月1日現在）

名称	室数	入寮者数	使用料
古石場職員寮	0室	0人	

特別区人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験等

平成22年度における採用試験等については、以下のとおり実施しました。

受験資格等

		国籍要件	年齢	資格・免許	その他
類	事務	有	22歳以上 28歳未満		<ul style="list-style-type: none"> ・活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できます。 ・22歳未満の者で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人、又は、これと同等の資格があると人事委員会が認める人
	土木造園（土木）				
	土木造園（造園）				
	建築				
	機械				
	電気				
類	福祉	無	22歳以上 30歳未満	社会福祉士もしくは児童指導員の資格を有する人、又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人	
	衛生監視（衛生）	有		食品衛生監視員及び環境衛生監視員	
	衛生監視（化学）				
類	保健師	無	22歳以上 40歳未満	保健師	
類	事務	有	18歳以上 22歳未満		活字印刷文による出題に対応できる人
身障選考（注）	事務	有	18歳以上 28歳未満		<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている人 ・特別区の区域内に住所を有する人 ・自力通勤ができ、かつ介護者なしに職務遂行が可能な人 ・通常の勤務時間に対応できる人 ・活字印刷文による出題に対応できる人
2級経験者	事務	有	28歳以上 32歳未満	民間等の業務に従事する者	<ul style="list-style-type: none"> ・活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できます。
	土木造園（土木）			当該職種に係る業務に従事	
	建築			当該職種に係る業務に従事	
経験者3級職	（主任主事） 事務	有	32歳以上 37歳未満	民間等での業務に従事歴8年以上	
	（主任主事） 土木造園（土木）			当該職種に係る業務に従事	
	（主任主事） 建築				
	（主任主事） 機械				
	（主任主事） 電気				
	（主任主事） 事務				
（主任主事） 建築					

（注）身障選考は身体障害者を対象とする採用選考の略（以下同様）

日程

区分	類	類	身障選考	経験者
告示	3月10日	6月16日	8月 6日	6月16日
第1次試験 (筆記)	5月9日	9月12日	10月11日	9月12日
第1次試験 合格発表	6月23日	10月18日	10月27日	10月18日
第2次試験 (面接)	7月5日～7月22日	10月27日～29日	11月8日、19日	10月30日～11月28日
最終合格発表	8月6日	11月10日	11月25日	12月8日

実施状況

単位:人、%

採用区分	職種 (試験区分)	申込者数			受験者数			最終合格者数			
		22年度	21年度	比較 増減	22年度	21年度	比較 増減	22年度	21年度	比較 増減	
類	事務	16,758	12,180	4,578	12,852	9,397	3,455	1,524	1,231	293	
	土木造園 (土木)	620	490	130	449	341	108	78	127	49	
	土木造園 (造園)	164	129	35	126	103	23	28	32	4	
	建築	437	332	105	311	241	70	74	86	12	
	機械	140	83	57	93	63	30	35	26	9	
	電気	193	126	67	123	86	37	32	36	4	
	福祉	610	519	91	449	384	65	78	55	23	
	衛生監視 (衛生)	309	280	29	224	207	17	60	58	2	
	衛生監視 (化学)	145	146	1	79	90	11	3	3	0	
	保健師	534	531	3	434	432	2	73	62	11	
	小計	19,910	14,816	5,094	15,140	11,344	3,796	1,985	1,716	269	
類	事務	3,501	3,076	425	2,784	2,443	341	231	292	61	
身障選考	事務	71	79	8	60	67	7	18	18	0	
経験者	2級職	事務	1,628	1,608	20	1,134	1,003	131	170	226	56
		土木造園 (土木)	67	71	4	45	41	4	15	28	13
		建築	85	67	18	59	46	13	18	20	2
		小計	1,780	1,746	34	1,238	1,090	148	203	274	71
	3級職 (主任主事)	事務	1,918	2,435	517	1,327	1,547	220	51	82	31
		土木造園 (土木)	151	192	41	108	138	30	13	19	6
		建築	133	141	8	89	100	11	13	19	6
		機械	23	18	5	20	15	5	3	5	2
		電気	21	33	12	14	25	11	6	3	3
		小計	2,246	2,819	573	1,558	1,825	267	86	128	42

経験者	3級職	(主任主事)	事務	1,825	2,294	469	1,136	1,367	231	9	27	18
			土木造園 (土木)	-	207	皆減	-	121	皆減	-	3	皆減
			建築	152	162	10	99	110	11	4	5	1
			小計	1977	2,663	686	1,235	1,598	363	13	35	22
合計			29,485	25,199	4,286	22,015	18,367	3,648	2,536	2,463	73	

(2) 採用選考

平成22年度に人事委員会が実施した江東区の採用選考の実施状況は次のとおりです。

医師

区 分	合格者数
医師（課長級以上）	2名

一般職の任期付職員の採用選考

採用職層	採用承認人数
係長職	0名
総括係長	0名
課長級	0名
統括課長	0名
部長級	0名

(3) 管理職選考

受験資格等

類

(受験資格) 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、平成23年3月末日現在、年齢55歳未満で、主任主事以上の在職期間が6年以上の者

(受験方式) 全部受験方式 - 受験資格を満たしている人が、筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）全てを受験する方式。

分割受験方式 - 受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはならない。

免除受験方式 - 択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式。

前倒し受験方式 - 翌年度に受験資格を満たす人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはならない。

(選考方法) 筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）、勤務評定、口頭試問、適性評定（技術のみ）

(免除資格) 択一・短答式問題の成績が一定の基準に達した人については、原則として受験年度以降の3年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

類

(受験資格) 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、平成22年3月末日現在、年齢47歳以上56歳未満で、総括係長の在職期間が1年以上の者

(選考方法) 筆記考査（事例式論文）、勤務評定、口頭試問

合格者決定の実施状況（23区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合の合計）

類（全部及び免除受験方式）及び 類

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C/A）		
		22年度	21年度	増減	22年度	21年度	増減	22年度	21年度	増減	22年度	21年度	増減
類	事務	431	477	46	180	188	8	80	91	11	18.6	19.1	0.5
	技術	59	63	4	20	18	2	13	12	1	22.0	19.0	3.0
	技術	21	29	8	14	10	4	13	8	5	61.9	27.6	34.3
	技術	34	32	2	11	11	0	7	7	0	20.6	21.9	1.3
	技術計	114	124	10	45	39	6	33	27	6	28.9	21.8	7.1
	小計	545	601	56	225	227	2	113	118	5	20.7	19.6	1.1
類	事務	147	167	20	103	133	30	47	65	18	32.0	38.9	6.9
	技術	24	25	1	11	11	0	11	11	0	45.8	44.0	1.8
	小計	171	192	21	114	144	30	58	76	18	33.9	39.6	5.7
合計		716	793	77	339	371	32	171	194	23	23.9	24.5	0.6

平成21年度は、全部受験方式の人数

平成22年度は、全部及び免除受験方式の人数

類（全部受験方式）

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C/A）		
		22年度	21年度	増減	22年度	21年度	増減	22年度	21年度	増減	22年度	21年度	増減
類（全部）	事務	351	477	126	119	188	69	57	91	34	16.2	19.1	2.9
	技術	51	63	12	16	18	2	10	12	2	19.6	19.0	0.6
	技術	15	29	14	8	10	2	7	8	1	46.7	27.6	19.1
	技術	27	32	5	6	11	5	4	7	3	14.8	21.9	7.1
	技術計	93	124	31	30	39	9	21	27	6	22.6	21.8	0.8
	合計	444	601	157	149	227	78	78	118	40	17.6	19.6	2.0

類（免除受験方式）

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（A）	口頭試問進出者数（B）	合格者数（C）	合格率（C/A）
類（免除）	事務	80	61	23	28.8
	技術	8	4	3	37.5
	技術	6	6	6	100.0
	技術	7	5	3	42.9
	技術計	21	15	12	57.1
	合計	101	76	35	34.7

免除者決定の実施状況（23区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合の合計）
（単位：人、％）

	対象者数				免除者数				免除率			
	計	受験方式別内訳			計	受験方式別内訳			計	受験方式別内訳		
		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し
事務	450	294	121	35	69	37	17	15	15.3	12.6	14.0	42.9
技術	64	41	19	4	9	6	2	1	14.1	14.6	10.5	25.0
技術	22	8	9	5	3	0	1	2	13.6	0.0	11.1	40.0
技術	53	23	11	19	8	4	2	2	15.1	17.4	18.2	10.5
技術計	139	72	39	28	20	10	5	5	14.4	13.9	12.8	17.9
計	589	366	160	63	89	47	22	20	15.1	12.8	13.8	31.7

(4) 特例転職選考

受験資格及び選考方法

（受験資格）日本国籍を有し、平成23年3月末日現在、年齢満55歳未満で、「一般業務」の職務に従事する者又は、技能系職種に在職し、専ら事務の業務に従事していると任命権者が認める者

（選考方法）筆記考査（択一式問題・作文）、勤務評定

実施状況

（単位：人、％）

区分	職種	職務	有資格者		申込者		受験者		合格者	
			数 A	数 B	申込率 B/A	数 C	受験率 C/B	数 d	合格率 d/C	
業務系	業務	一般業務	31	3	9.7	1	33.3	0	0.0	
技能系 (異種職務従事者)	技能	自動車運転	2	2	100.0	2	100.0	0	0.0	
		介護指導	25	9	36.0	5	55.6	4	80.0	
	技能	電話交換	6	5	83.3	5	100.0	4	80.0	
		警備	4	2	50.0	2	100.0	1	50.0	
		作業	21	10	47.6	10	100.0	7	70.0	
	技能	調理	40	39	97.5	38	97.4	32	84.2	
		用務	37	29	78.4	27	93.1	20	74.1	
		作業	26	16	61.5	13	81.3	10	76.9	
	技能	家庭奉仕	6	3	50.0	2	66.7	0	0.0	
	技能	作業	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0	
技能系計			168	116	69.0	105	90.5	79	75.2	
合計			199	119	59.8	106	89.1	79	74.5	

(注) 技能 是有資格者なし

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成22年10月12日、23区の各区議会議長及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

その概要は次のとおりです。

【本年の勧告のポイント】

- 1 月例給与、期末手当・勤勉手当(ボーナス)ともに引下げ
職員給与が民間給与を上回っており、公民較差(1,259円、0.30%)を解消するため、給料表の引下げ改定
期末手当・勤勉手当(ボーナス)の引下げ(0.2月分 現行4.15月分 3.95月分)
- 2 地域手当の支給割合の見直し
現行の17%から18%に引上げ、引上げ分と同率程度、給料月額引下げ
- 3 幼稚園教育職員の給与制度
人事・給与制度の改正に伴い新たな給料表を策定

職員の給与に関する報告(意見)・勧告

職員と民間従業員との給与の比較

1 民間給与実態調査の内容(平成22年4月)

区 分	内 容
調査対象規模	企業規模50人以上で、かつ事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の958民間事業所を实地調査(調査完了777事業所)

2 職員給与等実態調査の内容(平成22年4月)

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与	平均年齢
61,039人	30,605人	420,461円	43.8歳

3 公民比較の結果

	民間従業員	職 員	差
月 例 給 平 均 給 与	419,202円	420,461円	1,259円(0.30%)
特 別 給 年 間 支 給 月 数	3.97月分	4.15月分	0.18月分

(注) 職員、民間従業員ともに当該年度の新卒採用者は含まれていない。

改定の内容

1 給料表

- ・ 公民較差の解消のため、給料月額を引下げ
- ・ 地域手当の支給割合の引上げ分(1%)と同率程度、給料月額を引下げ
- ・ 類初任給までの号給等の給料月額は据置き
- ・ 医療職給料表(一)は、医師の処遇確保の観点から引下げ改定なし

2 地域手当の支給割合の改定

- ・ 17%から18%(本則)に引上げ

3 行政職給料表(一)の初任給

- ・ 類(大学卒程度)、類(高校卒程度)ともに据置き

4 配分

	地域手当の支給割合 の変更に伴う配分	平成22年較差 解消による配分	合計
給料	3,004円	1,067円	4,071円
諸手当	-	-	-
地域手当	3,514円	-	3,514円
はね返り	510円	192円	702円
計	0円	1,259円	1,259円

5 期末手当・勤勉手当

- ・民間における特別給の支給状況、人事院勧告や他の地方公共団体の動向を勘案し、年間の支給月数を現行4.15月分から3.95月分に0.2月分引下げ

		現行	勧告
一般職員	期末手当	2.75月分	2.60月分
	勤勉手当	1.40月分	1.35月分
	計	4.15月分	3.95月分
管理職員	期末手当	2.35月分	2.20月分
	勤勉手当	1.80月分	1.75月分
	計	4.15月分	3.95月分

(参考1) 改定による平均年間給与の減少額(公民比較対象職員)

改定前	改定後	差
約6,862千円	約6,754千円	約108千円(1.6%)

(参考2) モデルケースによる試算

ケース1 係員(1級29号給、25歳) 扶養手当:無、住居手当:有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
220,304円	222,116円	1,812円	3,523千円	3,510千円	13千円

ケース2 係長(4級61号給、40歳)

扶養手当:配偶者、子2人(教育加算無) 住居手当:有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
451,996円	450,592円	1,404円	7,384千円	7,266千円	118千円

ケース3 課長(6級69号給、45歳)

扶養手当:配偶者、子2人(教育加算無) 住居手当:有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
636,154円	635,498円	656円	10,363千円	10,213千円	150千円

ケース4 部長(8級55号給、50歳)

扶養手当:配偶者、子2人(内教育加算1人) 住居手当:有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
759,823円	759,044円	779円	12,483千円	12,297千円	186千円

6 実施時期等

- ・給与水準引下げの改定であるため、遡及することなく、改正条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施
- ・平成22年4月から改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分について、本年度中に支給される期末手当の額において平成21年の勧告に準じ、所要の調整を実施。ただし、医療職給料表（一）が適用されている職員については、引下げ改定を行わないことから、所要の調整は行わないことが適当

特別区の給与構造の改革

1 職務給の徹底に向けた取組みの成果

- ・昇格メリットの一定額加算方式の導入及び給与カーブのフラット化により、年功的な給与上昇の抑制、職務・職責の的確な反映等一定の成果

2 昇給制度及び勤勉手当制度の各区における運用の検証

- ・勤務成績の反映状況等が制度の趣旨に沿ったものとなっているかといった観点から、各区における昇給制度や勤勉手当制度の運用状況を詳しく検証

3 職務・職責が的確に反映された給与の検討

- ・職務級間の重複の見直しを含め、職務の職責等に応じた給与について研究・検討

4 地域手当の取扱い

- ・今回の改正で本則となるが、今後も引き続き国の動向を注視

超過勤務手当の支給割合等

- ・国の動向を踏まえ、日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間について、月60時間の超過勤務時間の積算基礎に含めることが適当

区費負担の学校教育職員の給与制度

- ・東京都の教育職員との均衡を考慮して改定等を行うことが適当

幼稚園教育職員の給与制度

- ・人事・給与制度の改正に伴い策定する新たな給料表においては、現行の3級制から4級制に改め、各級の職務・職責差を的確に反映
- ・手当等については、制度改正の趣旨に沿ったものとする必要がある

人事制度、勤務環境の整備等に関する報告（意見）

人事制度の整備

1 人材確保

- ・平成20年度に 類採用試験の能力実証方法を改正。その後受験申込者数が急増。申込者急増の要因分析を進め、有為な人材確保の方策について検討
- ・経験者採用制度は、区政を担う人材を的確に選抜できるよう、受験資格等の見直し・能力実証方法について検討

2 人材育成

- ・職員に求められる役割・能力を到達目標として明確に示し、困難にチャレンジしていく意識を涵養することで、計画的に人材を育成していくことが重要
- ・人材評価制度が職員の能力開発と組織目標の達成に資するよう、任命権者は不断の努力が必要
- ・管理職・係長職選考の受験率は低下傾向。今後、管理職選考改正効果の検証、多角的な視点からの意識調査など、実効性のある対応を検討

3 人材活用（高齢職員の活用）

- ・高齢職員の活用による組織活力の維持・向上が必要
- ・国や他の地方公共団体の動向を注視しつつ、特別区職員の実態を踏まえて検討

勤務環境の整備

1 職業生活と家庭生活の両立の実現

- ・全ての職員においてワーク・ライフ・バランスが実現されるためには、適切な業務管理による超過勤務の縮減と、年次有給休暇の取得促進が重要

2 メンタルヘルスの推進

- ・メンタルヘルス不調者の発生防止や早期発見に努めることはもとより、再発防止に向けたきめ細かな環境整備の推進が重要

公務員倫理の確立と区民の信頼確保に向けて

1 公務員倫理の確立

- ・職員一人ひとりの意識を高めることとあわせ、管理職員の適宜、適切な指導が重要

2 個人情報の適性管理

- ・職員の危機管理意識の啓発と組織として情報管理体制を万全にすることが重要

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成22年度中における江東区の措置要求の状況は、下記のとおりです。

21年度からの継続 件数	A	22年度 要求件数	B	完結件数	C	翌年度継続件数	A+B-C	備	考
0件		0件		0件		0件			

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成22年度中における江東区の不服申立ての状況は、下記のとおりです。

21年度からの継続 件数	A	22年度 申立て件数	B	完結件数	C	翌年度継続件数	A+B-C	備	考
18件		0件		0件		18件			